

## 序章

「八王子市文化財保存活用地域計画」とは



## 1. 計画作成の背景と目的

文化財とは、地域の歴史的背景や伝統・文化を理解するために必要不可欠なものであり、人々が日々の営みの中で大切に守り、育み、今日まで伝えられてきた市民の貴重な財産です。

八王子市は関東平野の西端に位置し、市域の西部には関東山地から延びる丘陵地帯に囲まれた豊かな自然を抱える一方、中心市街地は、東西に甲州街道、南北に鎌倉や横浜、川越や日光などへ続く街道が貫き、盛んな都市間交流によって発展してきました。八王子は古くから「桑都<sup>そうと</sup>」と呼ばれ、養蚕業や絹産業を中心とした商工業の発展により繁栄を築いてきた歴史があります。また、広大な市域には、地域ごとに特色のある歴史や伝統、文化が育まれ、今日まで受け継がれています。文化財は、こうした地域の歴史・伝統・文化を裏付け、将来の文化の向上発展の基礎となる役割を持っています。

「文化財」という言葉に対して市民が抱く一般的な認識は、国や都、市が指定した特別なもの、いわゆる「指定等文化財」であり、所有者や研究者、行政といった立場にない、直接的な関わりを持たない人にとっては必ずしも関心が高いものではありません。しかし、地域には人々の営みの中で育まれてきた様々な伝統や文化があり、それらを象徴する文化財が数多く存在し、大切に受け継がれています。国や都、市が指定等する文化財は、その一部に過ぎません。

一方で、社会構造の変化や価値観の多様化により、これまでの長い歴史の中で保存・継承されてきた文化財を取り巻く状況は大きく変化しています。少子高齢化などにより担い手が不足して継承できなくなった地域の伝統芸能や、歴史的・文化的な価値を認められながらも維持の困難さや経済的事情により取り壊された建造物があるほか、文化財の価値に対する認識不足による文化財の滅失・散逸の懸念も高まっています。近年では、災害による文化財のき損も全国的な問題となっており、将来に継承すべき文化財は厳しい状況に置かれています。

文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまいます。先人たちから受け継がれてきた地域の文化財を、守り、未来へ伝えていくためには、所有者や行政だけでなく地域社会全体で幅広く文化財を把握し、保存・活用に取り組むことが必要です。特に、保存・活用の前提となる文化財の所在や現況を把握するための調査・研究や、保存・活用の拠点となりうるような場の充実は大事な取組と言えます。また、文化財を単体で保存・活用するだけでなく、文化財相互のつながりなどを捉え、その魅力をわかりやすく発信していくことも効果的です。

取組の実施にあたっては、本市の様々な行政計画や施策との連携を図ることに

よって、市民一人ひとりが歴史文化を通じた地域振興やまちづくりなどに関わり、八王子に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、文化財を次世代へ継承していくために所有者や行政を含め多様な主体がその保存・活用に関わることができる仕組みづくりも必要となります。

こうした背景を踏まえて、本市では令和元年度（2019年度）に、将来にわたり持続可能な文化財の保存・活用を行うためのマスタープランとして「八王子市歴史文化基本構想」を策定しました。同構想では、文化財を取り巻く状況や本市の歴史的・地理的特色を踏まえつつ、市域の文化財を総合的に把握した上で、本市の歴史文化を特徴づける「関連文化財群」を設定しました。また、本市における文化財の保存・活用の取組の現状を踏まえた上で、その課題を整理し、文化財をその周辺環境も含めて将来にわたり総合的に保存・活用していくための基本理念・基本方針を定めました。

そして今回、同構想を実効的に発展させ、マスタープランとしてのみならずアクションプランとしての機能も併せ持つ、「八王子市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。本計画では、同構想における関連文化財群や基本理念・基本方針を継承し、基本方針に基づき計画期間内に行う文化財の保存・活用のための様々な取組を、取組時期・主体を明確にして、体系的に設定しました。

取組の実施を通し、中長期的な観点から継続性・一貫性のある総合的な文化財の保存・活用を実現するとともに、市民の郷土愛の醸成や地域の活性化・ブランド化、産業交流都市の推進につなげていきます。

## 2. 計画における「文化財」「歴史文化」

### 計画における「文化財」の考え方

- 文化財保護法第2条に定める6類型（「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」）の文化財のほか、埋蔵文化財と文化財の保存技術を含めて、指定等の有無に関わらず、本計画では文化財とします。

### 計画における「歴史文化」の考え方

- 文化財とその周辺環境とが一体となったものを、本計画では「歴史文化」とします。
- 人々が、誇りに思い、大切に受け継いできたものだけでなく、比較的最近の文化であっても、未来に伝えていきたいと願うものも歴史文化に含めて捉えます。

### 歴史文化のイメージ



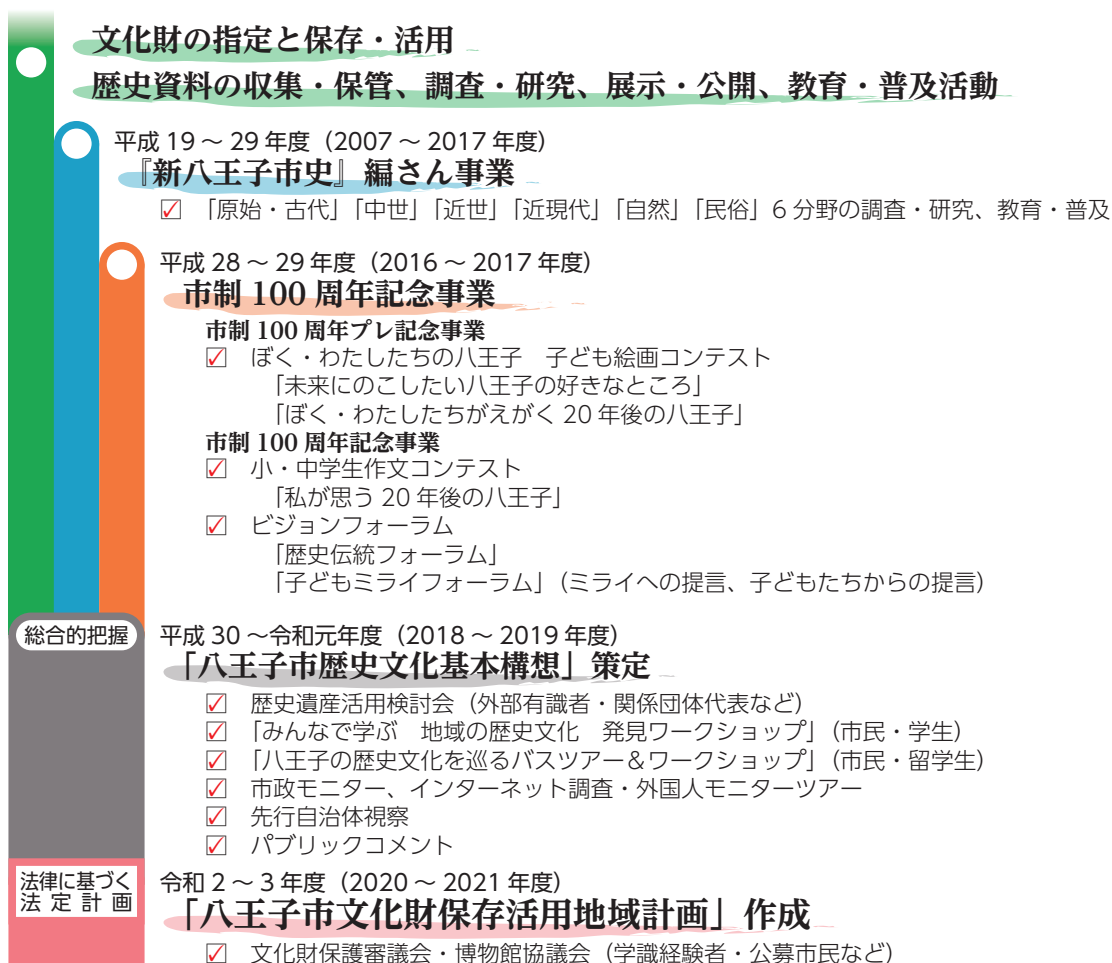
### 3. 計画作成の経過

本計画の根幹をなす「八王子市歴史文化基本構想」の策定にあたっては、市史編さん事業やビジョンフォーラムをはじめとする市制100周年記念事業の成果を踏まえた上で、従来の文化財行政で行ってきた文化財保護や郷土資料館での資料収集・調査・研究の成果などの整理と、市政モニターなどのアンケート調査、市民参加によるワークショップの開催、町会自治会連合会を通じた聞き取りなどの調査を実施し、地域の文化財の総合的な把握に努めました。

また、文化財とそれを取り巻く周辺環境に対して専門的な見地からの意見を取り入れるため、学識経験者や関係団体等により構成される「歴史遺産活用検討会」を設置するとともに、他の行政施策との連携や事業活用による地域活性化のため、庁内の関係所管による部会を設置し、施策の方向性などの検討を行いました。

本計画の作成にあたっては、策定した歴史文化基本構想を文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」とするため、国及び東京都の意見も踏まえ、文化財保護審議会や博物館協議会で検討を行い、学識経験者や公募市民の意見を取り入れながら作成しました。

文化財保存活用地域計画作成までの経過

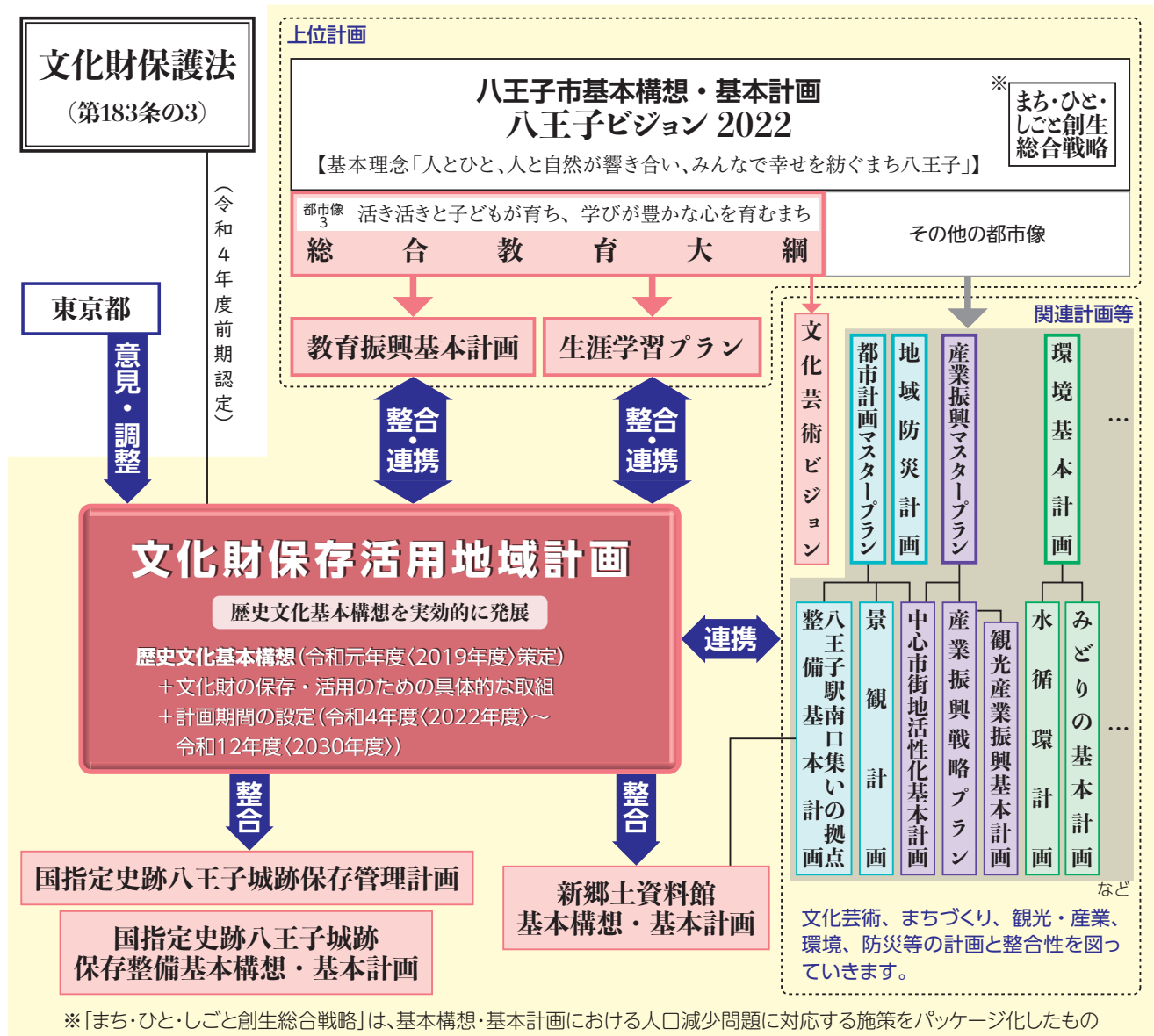


## 4. 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に規定される「文化財保存活用地域計画」として作成するもので、他の行政施策との連携も図りながら文化財の保存・活用に関する取組を推進するための計画です。

また、本計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」に掲げる基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づく6つの都市像のうち、「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向けた個別計画でもあります。本計画では、この都市像実現のための施策「市民が誇れる歴史と伝統文化の継承」に資するため、市民が文化財の保存・活用を通じて八王子に誇りと愛着を感じ、八王子の歴史・伝統・文化を次世代へ継承していくための方向性と具体的な取組を示します。

文化財保存活用地域計画の位置づけ



なお、本市を包括する広域自治体である東京都では、文化財保護法第 183 条の 2 に規定される「文化財保存活用大綱」が策定されていません。そこで、歴史文化基本構想の策定にあたって設置した歴史遺産活用検討会では、東京都にオブザーバーとして意見を求めたほか、文化財保存活用地域計画の作成にあたっては、東京都と協議を行い意見を求め、必要な調整を行いました。

## (1) 上位計画

本計画の上位計画は以下のとおりです。上位計画との整合性を保つとともに連携を図りながら取組を進めます。

### ア 八王子ビジョン 2022 【平成 25 年（2013 年）3 月策定／平成 30 年（2018 年）3 月改定】 【計画期間（基本計画部分）：平成 25 年度（2013 年度）～令和 4 年度（2022 年度）】

八王子ビジョン 2022 は、本市の基本構想・基本計画です。平成 24 年（2012 年）12 月の市議会定例会において、全会一致で賛成可決された市政運営の基本的指針である新たな基本構想に基づき、市の施策の方向性を示す基本計画を策定しました。八王子市が、将来を見据えたまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の基本となるものです。

### イ 総合教育大綱 【平成 27 年（2015 年）4 月策定／平成 30 年（2018 年）10 月改定】 【計画期間：平成 27 年度（2015 年度）～令和 4 年度（2022 年度）】

総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。本市では、「八王子ビジョン 2022」のうち基本計画第 3 編が、大綱として位置づけられています。

大綱（「八王子ビジョン 2022」基本計画第 3 編）は、「八王子ビジョン 2022」が掲げる 6 つの都市像のうち第 3 の都市像「生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現を掲げており、本市の子育て支援、児童福祉、青少年教育、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化振興等に関するめざす姿や施策の展開が定められています。

### ウ 教育振興基本計画 【令和 2 年（2020 年）3 月策定】 【計画期間：令和 2 年度（2020 年）～令和 6 年度（2024 年度）】

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。現行の「第 3 次八王子市教育振興基本計画」では、基本理念を「誰もが生涯にわたって学び合い 自分の『みち』を自信をもってあゆむ力を育む はちおうじの教育」として定め、基本理念実現のため、13 の「施策展開の方向」と、38 の施策を体系づけています。

文化財保存活用地域計画は、教育振興基本計画で定める施策展開の方向 13「市



民が誇れる歴史と伝統文化の継承」に基づいた、施策 37「歴史文化の保存・継承と活用」及び施策 38「文化財関連施設の拡充」に資するものです。また、教育振興基本計画に定められる教員研修や地域の歴史学習などは、文化財保存活用地域計画にも関連し、連携が必要な取組となります。

## エ 生涯学習プラン 【令和 2 年（2020 年）3 月策定】 【計画期間：令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）】

生涯学習プランは、生涯学習を取り巻く状況の変化を捉え、生涯学習の施策の方向性と展開を示すものです。令和 2～6 年度（2020～2024 年度）の 5 年間で計画期間として、9 つの施策の展開と 28 の具体的な施策が体系づけられています。

文化財保存活用地域計画は、生涯学習プランで定めている施策の展開 02「人生 100 年時代を見据えた多彩な学習機会の充実」に基づいた施策 005「郷土の歴史や文化財に親しむ」に資するものです。また、施策 003「青少年の海外交流・都市間交流の実施」では歴史文化を活かした都市間交流の実施が、施策 019「学習成果の発表と学びの広がり」では八王子まつりといった市民主体の行事の実施が想定され、文化財保存活用地域計画にも関連し、連携が必要な取組となります。

## (2) 下位計画

本計画の下位計画は以下のとおりです。本計画の作成時点における以下の下位計画の内容は、本計画に矛盾しないものであり、本計画作成後も以下の計画に基づいて取組を進めていきます。ただし、事業の実施にあたっては、本計画の内容と整合の取れたものであることが求められます。

## ア 新郷土資料館基本構想・基本計画 【平成 31 年（2019 年）3 月策定】 【計画期間：平成 31 年（2019 年）3 月～】

新郷土資料館基本構想・基本計画は、八王子の歴史や文化を未来に伝えるため、将来の郷土資料館の「あるべき姿」、「目指す博物館像」及び「実現に向けた取り組み」について整理した計画です。新郷土資料館基本構想・基本計画は、「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画」における「歴史・郷土ミュージアム」の基本的な考え方として組み込まれています。

## イ 国指定史跡八王子城跡保存管理計画 【平成 27 年（2015 年）2 月策定】 【計画期間：平成 27 年（2015 年）2 月～】

国指定史跡八王子城跡保存管理計画は、国指定史跡八王子城跡及びその周辺地域の適切な保護を推進していくための保存管理に関する方針と、史跡整備の方向性が示されています。

**ウ 国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画** 【平成30年(2018年)2月策定】  
【計画期間：平成30年(2018年)2月~】

国指定史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画は、「国指定史跡八王子城跡保存管理計画」に基づいて、八王子城跡の保存・継承のために必要な整備項目を抽出して示すとともに、史跡の基本的な整備内容や手法等についての方向性が示されています。

### (3) 関連計画

本計画と連携をとる関連計画は以下のとおりです。本計画又は関連計画に基づいた取組の実施にあたっては、取組の内容に関連する計画の考え方を相互に参酌しながら進めていくことが望まれます。

**ア 八王子駅南口集いの拠点整備基本計画【平成31年(2019年)3月策定】**

八王子駅南口集いの拠点整備基本計画は、本市が八王子医療刑務所跡地に計画している「集いの拠点」の整備等についての基本的な考え方を示したものです。集いの拠点は、防災機能を備えた公園の中にある、学びを支える「歴史・郷土ミュージアム」、「憩いライブラリ」と、交流を促す「交流スペース」が一体となった複合機能施設として、学び、交流、防災の3つの機能を備えた「サードプレイス」を目指しています。

**イ 文化芸術ビジョン【平成28年(2016年)3月策定】**

文化芸術ビジョンは、市民が主役となる文化芸術振興の取組をさらに推し進める指針として策定されました。文化芸術振興の方向性が示され、毎年度、文化芸術を取り巻く環境変化に応じた事業が実施されます。

**ウ 地域防災計画【昭和43年(1968年)11月策定/令和4年(2022年)修正】**

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び八王子市防災会議条例第2条の規定に基づいて、八王子市防災会議(会長：八王子市長)が市域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。市民の生命、身体及び財産を災害などから保護することを目的とし、八王子市を主体に、東京都、警視庁、東京消防庁などの防災関係機関、及び市民等との連携により、八王子市の防災力の向上及び減災を図る対策などを定めています。

文化財に関する防災対策として、「定期的に消防署への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を行う」こと、「消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う」こと、「文化財防災点検表を作成する」ことが求められ

ています。また、復興支援として、「文化・社会教育施設等の再開」や「文化財等の修復支援等を推進する」ことが盛り込まれており、これらを踏まえ、文化財保存活用地域計画ではより具体的な防災に関する取組を進めていきます。

### エ 都市計画マスタープラン【平成 27 年（2015 年）3 月策定】

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」です。「目指すべき 20 年後の都市ビジョン」を示した上で、これを実現するための「都市づくりの基本的な方向性」を定め、全市域を対象とした「都市づくりの方針」と、地域ごとの特性や課題に応じた「地域づくりの方針」、都市づくりを確実に推進するための「実現化の方策」について定めています。

### オ 景観計画【平成 23 年（2011 年）10 月策定／平成 30 年（2018 年）9 月改定】

景観計画は、景観法第 8 条に規定される計画で、八王子らしい景観づくりを進めるため、八王子のまちづくりに関わる市民・事業者・市が協働して、持続的に都市の魅力づくりや良好な環境づくりに取り組んでいくための基本的な計画です。基本理念「豊かな自然に抱かれた 住み続けたいまち 八王子」のもと、5 つの基本目標を掲げています。

「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」（景観法第 2 条 2）であることを踏まえ、文化財保存活用地域計画の方針や取組と相互に連携した施策を展開していきます。

### カ 中心市街地活性化基本計画【平成 30 年（2018 年）3 月認定／令和 4 年（2022 年）3 月変更認定】

中心市街地活性化基本計画は、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、本市における中心市街地活性化施策を、総合的かつ一体的に推進するための計画です。

中心市街地は、本市の歴史においても江戸時代から続く甲州道中最大の宿駅としての歴史を持つことから、寺社で行われる祭りや町名などにその痕跡を見ることができます。文化財保存活用地域計画においても、歴史文化保存活用ゾーン「八王子宿ゾーン」として位置づけていることから、周辺地域を含めた魅力向上と活性化の取組で連携を図っていきます。

### キ 産業振興マスタープラン・産業振興戦略プラン（産業振興基本計画）【平成 25 年（2013 年）3 月策定】

産業振興マスタープランは、「八王子ビジョン 2022」の都市像 5「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」を実現するため、本市の産業振興に向けた総合的かつ具体的な指針として策定されています。産業振興戦略プランは、産業振興マスタープランの各項目の実現に向けた個別計画です。

歴史や文化、自然といった地域資源と産業を結び付けてまちの魅力を向上させる取組や、まちのにぎわいにつながる取組について連携が望まれます。

### ク 環境基本計画【平成 26 年（2014 年）3 月策定／平成 31 年（2019 年）3 月改定】

八王子市環境基本計画は、平成 13 年 12 月に制定した八王子市環境基本条例の理念を踏まえ、一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然が共生できる社会をつくるために策定した計画です。

### ケ 水循環計画【平成 22 年（2010 年）3 月策定／令和 2 年（2020 年）3 月最終改定】

水循環計画は、水循環機能の低下がもたらしている水環境の課題に対応するための、雨水浸透の推進、水辺づくり、水や水辺をテーマとした地域づくり、豪雨対策などの施策を推進するための計画です。

水辺の環境整備や利活用を進める上での「水文化」（水と関わる人の暮らしに関する文化的なことから）を踏まえた施策の実施や、「水文化」の発掘、保全や継承、普及啓発における取組で、本市の歴史文化と関連した取組の実施が考えられます。

### コ みどりの基本計画【令和 2 年（2020 年）3 月策定】

みどりの基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき市町村が策定する緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画です。計画では、緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備、生産緑地地区内の緑地の保全など、みどりに関わる事項を総合的にとりまとめ、みどりと調和したまちづくりの推進を目的としています。

人々の生活とかかわりの深い里山や、高尾山をはじめとした文化財の集積地におけるみどりの保全、記念物などの保全の推進に関する施策で連携が考えられます。

## 5. 計画期間

本市では現在、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」の基本計画部分が令和4年度（2022年度）に計画期間を終えるため、次期基本計画として「長期ビジョン」の策定に取り組んでいます。この長期ビジョンの満了年度が令和12年度（2030年度）を予定していることから、本計画の計画期間は、満了年度を合わせ、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。

計画期間5年目となる令和8年度（2026年度）に、計画の中間評価を実施します。中間評価にあたっては計画に記載された取組の進捗、成果を検証するものとし、中間評価の結果を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、上述の長期ビジョンや、「生涯学習プラン」「教育振興基本計画」の次期計画、今後策定が想定される東京都の文化財保存活用大綱の内容、その他国の政策動向、社会情勢の大きな変化等によっても、計画内容の見直しを行うことがあります。

認定された計画内容の見直しにあたって、計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更及び計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、計画の変更について文化庁長官の認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について東京都を經由し文化庁に報告します。

計画期間が満了する前の適当な時期に、次期計画の作成に着手します。次期計画の作成作業においては、本計画の最終評価を実施するものとし、最終評価の結果は次期計画の内容に反映させます。

文化財保存活用地域計画の計画期間

| 年度   | ～R3(2021)                     | R4(2022) | R5(2023)                  | R6(2024)             | R7(2025)         | R8(2026) | R9(2027)       | R10(2028) | R11(2029) | R12(2030) | R13(2031)～ |  |
|------|-------------------------------|----------|---------------------------|----------------------|------------------|----------|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|--|
| 上位計画 | 八王子ビジョン2022(基本計画)<br>期間：～R4年度 |          |                           | 長期ビジョン<br>期間：R5～12年度 |                  |          |                |           |           | 次期計画      |            |  |
|      | 第3次教育振興基本計画<br>期間：～R6年度       |          |                           |                      | 教育振興基本計画<br>(次期) |          |                |           |           |           |            |  |
|      | 生涯学習プラン<br>期間：～R6年度           |          |                           |                      | 生涯学習プラン<br>(次期)  |          |                |           |           |           |            |  |
| 地域計画 | 地域計画作成<br>認定申請                |          | 中間評価<br>見直し               |                      |                  |          | 最終評価<br>次期計画作成 |           |           |           |            |  |
|      | 歴史文化基本構想                      |          | 文化財保存活用地域計画<br>期間：R4～12年度 |                      |                  |          |                |           |           |           | 次期計画       |  |

## 6. 計画におけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年（2016年）に、内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」で、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に掲げた基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げられている「持続可能な社会の実現」と方向性が同一であるため、本市においては「八王子ビジョン2022」に定めた49の施策を着実に実行することが、SDGsが掲げる17のゴールの達成に貢献するものと捉えています。

本計画は、市民の皆さんの貴重な財産である文化財を総合的に保存・活用し、次代に確実に継承していくことを目指しており、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深い「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献するものです。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

